

愛司発第147号
令和7年7月30日

公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会
会 長 姉 川 誠 殿

愛媛県司法書士会
会長 酒 井 充



松山市の不動産に係る価格通知書の廃止について（お知らせとお願い）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、司法書士制度並びに当会の業務執行に対し、深いご理解とご高配を賜りまして、心から御礼申し上げます。

さて、松山市内の不動産に係る地方税法第422条の3に基づく土地建物価格依頼（通知）書（以下、「価格通知書」という。）の取扱いが本年8月12日から廃止される旨の情報を得ましたのでお知らせいたします。※1

価格通知書は不動産の固定資産評価額を証明するもので、登記申請において登録免許税算出のため添付することを目的に主に我々司法書士が取得し、附随的に登記費用の見積りにも活用されているところです。なお、登記申請においては、価格通知書のほか、有料で発行される固定資産課税台帳記載事項証明書（写し可）や納税通知書（写し可）を提出することも可能となっております。

この価格通知書の廃止に伴い、管轄登記所において固定資産評価額の告知を行うことになりましたが、この取り扱いは納税通知書がない場合に限られるうえ、即日発行されない可能性があるなど、迅速な登記費用の算出に活かせず、不動産登記業務のみならず、不動産取引においても影響を及ぼす可能性があります。

つきましては、不動産取引において早い段階で売主と係わる貴会会員の皆様にご周知いただき、固定資産課税台帳記載事項証明書、特に納税通知書の活用をご推奨していただきますようお願い申し上げます。

※1 所有者から委任を受けて有料で取得する証明発行手続きについてはこれまでの取扱いと変わりません。また、松山市以外の不動産についてもこれまでの取扱いと変わりません。